

○ 保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準（平成十八年金融庁告示第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第一条、第五条関係）			別表（第一条、第五条関係）		
保険種類群	保 険 種 類	異常災害損失	保険種類群	保 険 種 類	異常災害損失
火災 貨物・運送 賠償責任	[略]		火災 貨物・運送 賠償責任	[同左]	
	火災保険、風水害保険	損害率が55%を超える損害		火災保険、風水害保険	損害率が50%を超える損害
	貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険			貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険	損害率が50%を超える損害
	賠償責任保険			賠償責任保険	損害率が50%を超える損害
[略]			[同左]		

備考 表中の「」の記載は注記である。